

5. 申請手続きについて

「就学援助受給申請書」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) マイナンバーカードを利用してパソコン・スマートフォンよりインターネット申請する場合

下記URLまたはQRコードより「e古都なら」にアクセスし、必要事項を入力の上申請してください。各種コピーの貼付は不要です。

URL：https://s-kantan.jp/kashiba-nara-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=23718



(2) 学校教育課の窓口(市役所4階)で申請する場合

窓口で「就学援助受給申請書」を記入し、次の①か②を窓口で提示してください。

①申請者の「マイナンバーカード」

②申請者の「マイナンバー通知カード」と「写真つきの身分証明書」(運転免許証・パスポートなど)

(3) 学校教育課に郵送にて申請する場合

「就学援助受給申請書」の裏面に次の①か②を貼付し送付してください。(令和3年5月31日必着)

①申請者の「マイナンバーカード」の両面のコピー

②申請者の「マイナンバー通知カード(番号記載面)」と「写真つきの身分証明書」(運転免許証・パスポートなど)のコピー

※封筒の裏面に学校名・保護者氏名を記入してください。

〈宛先〉〒639-0292

香芝市本町1397番地 香芝市教育委員会 学校教育課 宛

(4) 在籍している学校を通じて申請する場合

「就学援助受給申請書」の裏面に申請者の「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード」のコピーを貼付し、封筒に入れて必ず保護者の方が直接提出してください。

6. 支給について

- ・ 9月(4月～8月分)
 - ・ 12月(9月～11月分)
 - ・ 3月(12月～3月分)
- } 各月の末日頃に保護者の指定した口座へ振り込む予定です。

※ただし、給食費教材費など学校徴収金の滞納があった場合は学校を通じて手渡しします。

<審査に必要な所得情報について>

所得の申告が済んでいない場合は、市役所税務課での申告が必要です。

申告されていない場合は、所得が分からないため審査ができませんので、必ず申告を済ませてから就学援助の申請をしてください。

<来年度中学校入学予定者への新入学用品費の入学前支給について>

- ・ 来年度香芝市立中学校入学予定の小学6年生には、新入学用品費を入学前に支給します。
ただし、私立中学校への就学等により香芝市立中学校以外の学校へ就学を予定される場合は、支給の対象となりません。
- ・ 新入学用品費の支給を受けた後に香芝市外に転出し、入学予定の学校が変わる場合は、転出先市町村の教育委員会へ本市で新入学用品費の入学前支給を行った旨を通知します。

お問合せ先：香芝市教育委員会 学校教育課
電話 0745-76-2001 (内線418)